情報開示義務の「重要性の基準("materiality" standard)」に関し USPTO が規則改正(案)を提示する

2016年11月28日

特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

2011 年 5 月 25 日に、CAFC は、*Therasense and Abbott v. Becton, Dickinson and NOVA* 事件に関し、大法廷判決を下しました。これにより、重要性に係る"reasonable examiner" standard、欺く意図に係る"gross negligence" standard、及び "balancing of materiality and intent"が捨て去られ、不公正行為の認定基準が引き上げられました。

(1-1) 修正された『重要性』に係る基準 ("but-for materiality" standard)

"but-for materiality" standard の採用により、提出されなかった情報を知っていたとすれば、裁判所が特許出願のクレーム発明の特許性を認めなかったであろう場合、その情報は重要なものであると認定されることになります。

なお、「重要性」の要件は「"preponderance of evidence" (証拠の優越)」に基づいて判断され、クレーム発明は最も広く合理的に解釈されます。そのため、裁判所ではクレーム発明が無効と判断されない場合であっても、不公正行為を立証するための「重要性」の要件を満たす場合があることに留意すべきです。但し、"affirmative egregious misconduct" (「甚だしく積極的な不公正行為」)の場合には、"but-for materiality" standard に基づく「重要性」の証明は不要となります。

(1-2) 修正された『欺く意図』に係る基準 ("knowing and deliberate" standard)

USPTO を欺く意図があったと認定されるためには、過失または重過失("negligence" or "gross negligence") を証明するだけでは不十分であり、情報開示義務を有する者が、

- (i) 不提出の情報が重要であることを知っていたこと、及び
- (ii) その重要な情報を故意に(deliberately) 開示しなかったこと

を"clear and convincing evidence"に基づいて立証する必要がある旨、CAFC の大法廷は判示しました。

Therasense 判決により、上記(1-1)と(1-2)とを独立して検討し、両方が立証された場合にのみ、不公正行為があったと裁判所が認定することになります。

このような状況下で、USPTO は、2011 年 7 月に情報開示義務に関する規則改正(案)を官報にて公示しましたが final rulemaking には至りませんでした。このたび、2016 年 10 月 28 日に USPTO は、規則改正(案)を官報にて公示して利害関係者から追加のコメント(パブリック・コメントの提出期限: 2016 年 12 月 27 日)を求めた後、上記の規則改正(案)の final rulemaking を行う予定です。以下に、USPTO による今回の規則改正(案)の主な内容について説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理事:新井孝政(大阪本部在籍)外国専門部長: 岡部泰隆(大阪本部在籍)TEL:06-6351-4384(代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製·転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。 是非ご参照下さい。

〈弊所総合ウェブサイト〉 :http://www. harakenzo. com
<商標専門サイト〉 :http://trademark. ip-kenzo. com</p>
<意匠専門サイト〉 :http://design. ip-kenzo. com</p>

<弊所法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment
<広島事務所 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。